都道府県名　港名

宮城県　気仙沼港
東京都　東京港
神奈川県　川崎港、横浜港、横須賀港、三崎港
静岡県　清水港、大井川港、焼津港
鹿児島県　串木野港

附　則

1　この告示は、平成二十九年八月一日から施行する。

2　平成二十年七月二十五日農林水産省告示第千百八十九号（遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋の海域（地中海を含む。）において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件）は、廃止する。

○農林水産省告示第九百七十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Pelargonium peltatum (L.) L'Her.	PACHAFORG	Elsner pac Jungpflanzen GbR Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany	第30310号 平成29年5月8日
Rosa L.	Ice Wing	Rural Development Administration 300, Nongsaengmyeong-ro, Wansan-gu, Jeonju-si, Jeollabuk-do 560-500, Republic of Korea	第30745号 平成29年5月10日
Vaccinium L.	ROMERO	ROYAL BERRIES S.L. Carretera Almonte-El Rocio Km. 24,2-21730 Almonte (Huelva), Spain	第26437号 平成29年5月29日

○経済産業省告示第百四十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

学校の名称　変更年月日

香川県立三豊工業高等学校　平成二十九年三月三十一日

○経済産業省告示第百四十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

学校の名称　変更年月日

熊本県立鹿本商工高等学校　平成二十九年三月三十一日

人事異動

内閣

人事官　立花　宏

国家公務員倫理審査会委員に任命する（六月十七日）

（東京高等裁判所判事）判事　小坂　敏幸

願に依り本官を免ずる（六月十八日）

（東京地方検察庁検事）検事　平光　信隆

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　平光　信隆

内閣官房沖縄連絡室室員を免ずる（以上六月十九日）

警察庁

（警察庁刑事局組織犯罪対策部調査官）警視正　荒瀬　伸郎

中部管区警察学校長を命ずる（六月十六日）

外務省

外務事務官（中東アフリカ局アフリカ部アフリカ第一課長）に採用する　荒木　要

（在ルクセンブルク日本国大使館一等書記官）外務事務官　武田　朗

在マルセイユ日本国総領事館総領事に昇任させる（以上五月十五日）

（在ドバイ日本国総領事館総領事）外務事務官　道上　尚史

在釜山日本国総領事館総領事に配置換する（六月一日）

特命全権大使　加藤　元彦

ブルネイ国駐箚を命ずる　同

フィジー国兼キリバス国、ツバル国、ナウル国、バヌアツ国駐箚を命ずる　大村　昌弘

同　石田　直裕

パラグアイ国駐箚を命ずる　同

兼ねてカーボヴェルデ国、ガンビア国、ギニアビサウ国駐箚を命ずる（以上六月二日）　大森　茂

（経済局政策課長）外務事務官　大鶴　哲也

大臣官房会計課長に配置換する

（在ロシア日本国大使館参事官）　同　池上　正喜

（欧州局中・東欧課長）同

経済局政策課長に配置換する（以上六月五日）

（在英国日本国大使館参事官（公使））外務事務官　大隅　洋

在イスラエル日本国大使館参事官に配置換する

イスラエル国駐箚特命全権大使を補佐しイスラエル国に在勤する期間公使の名称を与える（六月十五日）

厚生労働省

中央社会保険医療協議会公益委員に任命する（六月二十一日）　野口　晴子

最高裁判所

名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補・一宮簡易裁判所判事　馬場　義博

松山地方裁判所判事補に補する

兼ねて松山家庭裁判所判事補に補する

松山簡易裁判所判事に補する（六月九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月十九日午前十時八分御出門、第七十三回日本芸術院授賞式に御臨席のため、日本芸術院会館（台東区）へ行幸啓、同十一時四十八分還幸啓になった。

官庁報告

国家試験

平成30年公認会計士試験の施行

平成30年公認会計士試験の施行について、次のとおり公表する。

平成29年6月21日

公認会計士・監査審査会会長　廣本　敏郎

平成30年公認会計士試験を次のとおり行う。

1．試験日時及び試験科目

イ．第1回短答式試験

平成29年12月10日

企業法　9：30～10：30

管理会計論　11：30～12：30

監査論　14：00～15：00

財務会計論　16：00～18：00